

## 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公表について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づく賃借料の情報を次のとおり公表します。

平成28年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借の実績により、賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、下記のとおりとなっています。

### 【 田(水稲)の部 】

	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
根占地区	下 場 地 域 ( 川北・川南・山本 )	7,600	18,000	4,700	18	
	上 場 地 域 ( 横別府 )	8,400	11,300	1,900	189	
佐多地区	下 場 地 域 ( 伊座敷 )	7,000	7,000	7,000	2	
	郡・竹之浦地域	8,600	10,000	3,300	13	
	大 中 尾 地 域	6,000	6,000	6,000	2	

### 【 畑(普通畑)の部 】

	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
根占地区	下 場 地 域 ( 川北・川南・山本 )	7,900	25,000	2,500	24	
	辺 田 地 域	5,000	5,000	5,000	1	
	上 場 地 域 ( 城内・横別府 )	8,700	20,000	800	89	
佐多地区	下 場 地 域 ( 伊座敷 )	5,600	6,000	5,000	28	
	上 場 地 域 ( 馬籠・川田代 )	7,500	10,000	6,000	43	
	郡・竹之浦地域	4,300	5,000	3,000	8	

※下段の( )内は、前年額

- 1 賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借(有償)における賃借料データを収集の対象としており、使用貸借(無償)のデータは含まれていません。
- 2 データ数は、集計に用いた筆数です。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※ 賃貸借の実績のなかった地域は掲載しておりません。